鳥取砂のルネッサンス 2019

今年も「鳥取砂のルネッサンス」を開催します! 「学生限定砂像グランプリ in 鳥取」として全国か ら学生の選手を募り、チームで協力しながら技術 を駆使して、砂像彫刻の腕を競います!他にも、「巨 大すなば」や砂を使ったワークショップなど、お 子さんから大人まで楽しめるイベントです。 ※詳しくは鳥取砂のルネッサンス公式ホームペー ジをご覧ください。

と き 9月14日(土)~16日(月・祝)

鳥取駅前風紋広場 ところ 学生限定砂像グランプリ in 鳥取 巨大すなば(協力:ボーネルンド) 砂をつかったワークショップ など

入場料 無料 ※一部ブースは有料

間 鳥取砂のルネッサンス実行委員会事務局 (観光・ジオパーク推進課内)

6 0857-20-3227 **9** 0857-20-3046



市営住宅入居者募集

問 本庁舎建築住宅課 € 0857-20-3291 🗐 0857-20-3059

■申込書について

配布開始日 8月26日(月)

配布場所 ▷建築住宅課(本庁舎1階)▷駅南庁舎 総合案内 ▷各総合支所産業建設課

提出期間 9月2日(月)~9日(月)

▷建築住宅課(本庁舎1階) ▷各総合支所産業建設課

※申込書に添付する書類は申込者の家族構成、収入状 況、住宅事情などによって異なりますので申込書配 布時に説明を受けてください。また、添付書類の中 には取得に日数を要するものもありますので早めの 手続きをお願いします。

...エレベーカー右口

● 9 月募集任宅			(FA) .	… エレベーター有り
種別	団地名	規格	階数	月額家賃(円)
— 般	主公士ナハ	2DK	4(EV)	21,600 ~ 49,800
	青谷あさひ	2LDK	1(EV)	23,600 ~ 54,300
	駅南	1K	1	12,600 ~ 16,600
	40 ET	3DK	4	21,900 ~ 28,900
	旭 町	3DK	3	21,200 ~ 28,000
	賀 露	3DK	4(EV)	28,500 ~ 37,600
	国 安	3DK	1.2	19,800 ~ 26,200
	国府 法花寺	2DK	1	21,100 ~ 48,400
		3DK	1 · 2	24,000 ~ 55,200
	湖山	3DK	3	27,700 ~ 36,500
	鹿野 出合	3DK	1.2	16,800 ~ 29,200
	用瀬 三角	3DK	1.2	24,600 ~ 56,700
	湯所	3DK	2	28,100 ~ 37,100
		3DK	3	28,100 ~ 37,100

種別	団地名	規格	階数	月額家賃(円)	
	河原 下曳田	3K	1.2	15,000 ~ 15,000	
改良	吉 成	2DK	4	18,400 ~ 24,300	
		2K	4	14,800 ~ 19,500	
県 住	西品治	3DK	1	24,100 ~ 47,300	
** 4 L OC OCK W O T OCK OCK					

※1K、2K、2DKは単身者優先(※吉成2DK除く)、 それ以外は家族世帯優先となります。

◆随時募集住宅

種別	団地	宮	規格	階数	月額家賃(円)
	用瀬 城山		2DK	1	16,000 ~ 36,700
			2DK	1	15,800 ~ 36,400
一 般	大	森	3DK	4	24,100 ~ 31,800
	賀	露	3DK	3	25,400 ~ 33,500
	円通	寺C	3DK	2	26,200 ~ 34,600
身障者	材	木	2LDK	1	27,500 ~ 36,300
(車いす用)	\blacksquare	島	2DK	1	17,500 ~ 23,100
高齢者	賀	露	2DK	2	22,300 ~ 29,400
世話付	湖	Ш	2LDK	2	26,200 ~ 34,600
受託県住	託県住 高 草 3DK 2 :		21,900 ~ 42,900		
			_		

※先着順のためすでに入居者が決まっている場合があ ります。最新の受付状況については、お問い合わせ ください。

※受託県営住宅、勤労者住宅、若者向住宅、特公賃住 宅も随時募集しています。詳しくは本市公式ホーム ページをご覧ください。

FEL FEL 8

な生活用具を購入する費用の一部を助 への配慮が必要な人 または身体機能の低下により防火など 上でひとり暮らしの高齢者 次の全ての条件に該当する人に対 安全に日常生活を送るために必要 ▽対象者: ●おおむね65歳以 ●市民税が非課 ●認知症

各地域包括支援センター 【①高齢者への日常生活用具購入費助成】

自動消火器 >対象品目:電磁調理器 (2台まで) のどち (活動協力金)

図 家族介護者または介護に関

容

『わり方」 ▽講師:フ』「訪問マッサージの

料 200円

長寿社会課からのお知らせ

各総合支所市民福祉課

日常生活での関わり方」 心のある人 とり **励** さざんか会館1階アクティブとっ **9** 月21日 (土) 10:00~12:00 レアス在宅マ

料無料 TEL 図認知症の問題や介護の悩みなどの 励さざんか会館(富安二丁目) 問9月13日(金)10:00~12:00 家族の会鳥取県支部) 認知症コー 援センターや次の各センターでも受け 情報交換をしながら交流をする場 毎週月~ 認知症に関する相談は各地域包括支 金 ルセンタ 10

【①障がい者

への補装具の購入・

修理費助成】

(認知症の人と

666 18

■ 0857-39-115
認知症疾患医療センター 家族介護者の集 スマ イル

用時計・特殊マットなどの生活用具の 図 在宅で重度の障がい ※基準額を超えた部分は自己負担 購入費用を助成 安全に日常生活を送るための盲人仕宅で重度の障がいのある人に対 图 購入額の10分の9を助成

精神障がいなどにより判断能力が年後見制度は、認知症や知的障が

20

スマイル事務局

0857-20 3404

対象者および販

障がい福祉課からのお知らせ

売店舗名の記入されたもの)が必要。

募時

・方法

受 容

=受付

持 対

持参するもの

問

=問い合わせ先 員 = 定員

条

一条件

数

数量

額

=支給・助成額など

料

 \parallel

料金

日時 募集期間

 \parallel 場所

契約行為などを本人に代わって行う制

どの申立により家庭裁判所が選任する

不十分な人の権利を守るため、

親族な

後見人などが、

預貯金の管理や日常の

12

各地域包括支援センター 各総合支所市民福祉課(498%) 3406 (8ページ) ③ ージ)①·②

補装具の購入 9割を助成 診断を受けて 障害者手帳をお持ちの の補装具の購入・修理費用 ❷ 身体の障がいを補うための盲人安 義眼、 義手、 ※所得に応じて負担上限 修理にかかる基準額の 義足、 翻 判定され 車椅子など 難病などの 対 身体

給付できる品目は限られ ※障がいの種類・等 の購入費助成】 【②障がい者 への日常生活用具

長が申立を行います 人や身寄りのない 親族などによる支援ができな 人については、

お知らせ

9 月 1 ご存じです 適正化旬間です 白(か 10日は屋外広告物 屋外広告物のル

する危害の防止を目的に、広告物の設本市も、良好な景観の形成と公衆に対 化を一層推進するため「屋外広告物適国土交通省では、屋外広告物の適正 置についての基準を定めています。 正化旬間」を設定し、 して意識啓発を図る機会としてい 企業や国民に対 ます。

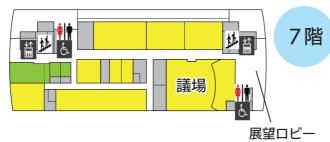
告物の管理にご協力をお願 置場所を提供して いる人は、 適正な広

屋外広告物を設置している人や、

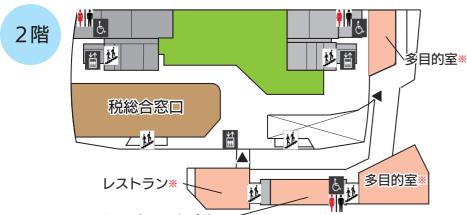
恩 0857-20-30 □ 本庁舎都市環境課

■新本庁舎各階のフロア図



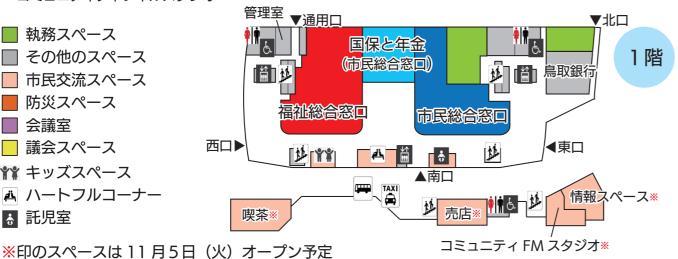






コミュニティチャンネルスタジオ

- 執務スペース
- その他のスペース
- 市民交流スペース
- 防災スペース
- 会議室
- | 議会スペース
- ** キッズスペース 👸 ハートフルコーナー
- : 託児室



~移転した部署へのお問い合わせについて~

移転した部署については、現在の直通電話番号は廃止されます(移転後に各部署の直通番号に電話をされた場 合は、コールセンターにおかけ直しをお願いする音声案内をさせていただきます)。お問い合わせはコールセ ンターでお答え、または担当部署へおつなぎしますのでお電話は鳥取市コールセンターへおかけください。

☎鳥取市コールセンター [TEL] 0857-22-8111

[FAX] 0857-32-2170

[e-mail] tori-call@city.tottori.lg.jp

日:午前8時~午後7時 土日祝:午前9時~午後5時

■部署ごとの移転スケジュール

	新本庁舎	旧庁舎		
階	部署名	業務 開始日	庁舎名・階数	業務 終了日
7	議会事務局	10/28	本庁舎5階	10/25
6	職員課	10/28	本庁舎2階	10/25
0	監査委員事務局	11/5	福祉文化会館5階	11/1
5	建築住宅課(学校建設係 施設建設係) 建築指導課 道路課 都市環境課 都市企画課 交通政策課 中心市街地整備課	10/28	本庁舎1・2階	10/25
	教育総務課 校区審議室 学校教育課 学校保健給食課 文化財課 生涯学習・スポーツ課	11/5	第二庁舎3・4階	11/1
	財産経営課(財産政策第一係 地籍調査係)※1 資産活用推進室※1 庁舎整備局※1	9/24	駅南庁舎3・5階	9/20
	財産経営課(財産政策第二係)	11/5	本庁舎1階	11/1
	指導監査室	10/15	駅南庁舎地下	10/11
4	行財政改革課 男女共同参画課 人権推進課	10/21	本庁舎2・4階	10/18
	企業立地・支援課 観光・ジオパーク推進課 経済・雇用戦略課 農村整備課 林務水産課 農業委員会事務局 農政企画課 検査契約課	11/5	第二庁舎 1・2・5階	11/1
	公文書管理室	11/5	本庁舎4階	11/1
	選挙管理委員会事務局	11/5	福祉文化会館2階	11/1
	情報政策課 ※ 1	9/24	駅南庁舎3階	9/20
3	危機管理課 秘書課 政策企画課 創生戦略室 広報室 文化交流課 総務課 鳥取県市長会 鳥取県市町村振興協会	10/21	本庁舎3・4階	10/18
	税総合窓口(市民税課 固定資産税課 徴収課 債権管理課) 鳥取市消費生活センター	10/15	駅南庁舎1階	10/11
2	生活環境課 建築住宅課(住宅係 住宅建設係) 協働推進課 市民総合相談課 地域振興課	10/15	本庁舎1・3階	10/11
	環境・循環推進課 (移転後は「廃棄物対策課」に変更予定)	10/15	鳥取県東部庁舎4階	10/11
1	市民総合窓口(市民課) 国保と年金 (保険年金課) 福祉総合窓口(地域福祉課 障がい福祉課 長寿社会課 こども家庭課 鳥取中央地域包括支援センター) 生活福祉課	10/15	駅南庁舎1階	10/11
	出納室 市民総合窓口(旧市民課証明コーナー ※ 2)	10/15	本庁舎1階	10/11

- これらの部署は開庁準備のため早期に移転します。9/24(火)~10/11(金)の間にお訪ねの際は、新 本庁舎北側の通用口から入り、右手の管理室へご用件をお伝えください。車でお越しの際は来庁者用駐車 場をご利用ください。
- ※2 現本庁舎の市民課証明コーナーは、10/11 (金)の午後5時15分で終了します。時間外窓口業務は、 10/12 (土) ~ 10/14 (月・祝) は休業し、10/15 (火) 以降は、市民総合窓口で業務を引き継ぎます。

税の世帯 自動消火器 (2台まで)

祉

凡例

一日時 \parallel

所

|場所

容

Ш

内容

条 = 条件

数 ||

数量

額

=支給・助成額など

料

 \parallel

料金

持 対

募時

募集期間・

方法

受

= 受付

持参するもの

問

=問い合わせ先 | | | | | | | | | | | |

鑑と領収書(購入日、

対象者および販

0857-

売店舗名の記入されたもの) 【②認知症介護家族の集い】

が必要。

障がい福祉課からのお知らせ

どの申立により家庭裁判所が選任する

不十分な人の権利を守るため、

親族な

後見人などが、

預貯金の管理や日常の

料無料

☎ 認知症の問題や介護の悩みなどの

情報交換をしながら交流をする場

各総合支所市民福祉課(60 80ペ

ージ ① ②

長が申立を行います。

人や身寄りのない

人については、

各地域包括支援センター

8000

、 一ジ ③

<a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><a><

3406

0857 0857

20 20 20

3 1

度です。

親族などによる支援ができな

3475 3474

2

契約行為などを本人に代わって行う制

励 さざんか会館(富安二丁目) **問** 9月13日(金)10:00~12:

12

援センタ-

ーや次の各センターでも受け

認知症に関する相談は各地域包括支

(①障がい者

児

への補装具の購入・

お知らせ

信受け・

修理費助成】

認知症コー

ルセンタ-

(認知症の人と

義眼、

義手、

義足、

車椅子など

ご存じですか

屋外広告物のル

ル

修理費用

対身体

適正化旬間です9月1日-10日:

10日は屋外広告物

❷ 身体の障がいを補うための盲人安

います。

家族の会鳥取県支部)

毎週月~

金

10

00

18

00

障害者手帳をお持ちの-の補装具の購入・

る 人

翻 判定された

難病などの

(渡辺病院)

長寿社会課からのお知らせ 0857 0857 20 20 20 3 3 3 4 4 4 4 0 5 4 3453 3449 2

各総合支所市民福祉課(6

8

ジ

0857

4

成。 容 上でひとり暮らしの高齢者 な生活用具を購入する費用の一部を助 【①高齢者への日常生活用具購入費助成】 各地域包括支援センター 次の全ての条件に該当する人に対 安全に日常生活を送るために必要 対 ▽対象者: ●おおむね65歳以 8 ~ ●認知症

への配慮が必要な人 または身体機能の低下により防火など ▽対象品目:電磁調理器 額 電磁調理器 (助成対象 ●市民税が非課 のどち ■ 0857-39-1151
認知症疾患医療センター。 とり 所 時

20

家族介護者の集 スマ

(活動協力金) 日常生活での関わり方」 心のある人 レアス在宅マ | 9月2日 (土) 10:00~12:00 る人 圏「訪問マッサージの図家族介護者または介護に関 ・スマイル事務局 ッサー ※当日参加可能 料 200円 ▽ 講 師 · フ

イル

の購入費助成】 【②障がい者

(児)

への日常生活用具

額あり

9割を助成 補装具の購入 診断を受けて

※所得に応じて負担上限

・修理にかかる基準額の

正化旬間」を設定し、企業や国民に対化を一層推進するため「屋外広告物適国土交通省では、屋外広告物の適正

購入費用を助成 用時計・特殊マットなどの生活用具の ❷ 在宅で重度の障がい ※基準額を超えた部分は自己負担 安全に日常生活を送るための盲人に宅で重度の障がいのある人に対 簡購入額の10分の9を助成 給付できる品目は限られ ※障がいの種類・

> 告物の管理にご協力をお願 置場所を提供している人は、

置についての基準を定めています。

屋外広告物を設置している人や、

適正な広

する危害の防止を目的に、

広告物の設

本市も、良好な景観の形成と公衆に対

して意識啓発を図る機会としてい

ます。

精神障がいなどにより判断能力が、年後見制度は、認知症や知的障が

■新本庁舎の場所と交通手段



+------ JR 利用の場合

「JR 鳥取駅」下車 南口から徒歩 5 分

100円循環バスくる梨の場合

「市役所前」下車 徒歩 1 分 10月1日以降の全コース(赤・青・緑)

路線バスの場合

「年金事務所前」下車 徒歩3分 日ノ丸バス 用瀬、智頭(一部市立病院経

由)、栃原

日交バス 市立病院、八坂倉田、

津ノ井倉田循環、桜谷面影循環

自動車の場合

来庁者用駐車場 200 台(うちハートフル駐車場 12台)をご利用ください。出入り口は南側市道

新本庁舎駐車場は有料時間貸駐車場となります が、手続きなどで来庁の際は、窓口で駐車券をご 提示いただくと下表のとおり駐車料金の無料処理 を行います。

該当者 無料処理 無料 庁舎に手続きなどの用務 (ただし手続きなどに がある人 要した時間に限る) 多目的室、情報スペース 最初の3時間無料 の利用者 無料処理なし

駐車場 来庁者用駐車場

新本庁舎拡大図

南側市道 庁舎に用務がない人

※駐車場は 10 月 15 日にオープンします

■新本庁舎の主な特徴

防災機能の強化

- ○免震構造の採用や敷地のかさ上げ、非常用発電機 の屋上配置などにより、大地震や浸水が起こった 時でも市の業務を継続し、災害対策活動や行政機 能を維持します。
- ○防災の要となる災害対策本部は、特別職諸室があ る3階に設置し、テレビ会議やライブカメラなど の防災システムを備えることで、正確な災害情報 を発信し、市民のみなさんを災害から守ります。



地震の揺れを吸収する免 震オイルダンパー



屋上に設置した非常用発

市民サービス機能の強化

- ○1・2階に市民のみなさんの利用の多い手続きを 集約した市民、福祉、税の総合窓口を配置し、わ かりやすくスムーズに必要な手続きが行える窓口 とします。
- ○来庁される交通手段ごとに出入り口を分けること で、車と歩行者の動線を分離し、安全性を高めま す。
- ○キッズコーナー、託児室などを配置するとともに、 各階に2カ所以上の多目的トイレを設置するな ど、誰もが安心して快適に利用できる庁舎としま



託児室などを備えた明る いロビー (イメージ)



聴覚障がい者に災害などを伝え る表示灯をトイレなどに設置



多目的トイレ(イメージ)



りやすいサイン

- 4 -

○ 0857-20-30○ 0857-20-32

3048